法律の現場から 98

集団的自衛権の危険性

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

安倍内閣が集団的自衛権容認の憲法解釈変更をしました。集団的自衛権とは、日本と密接な関係を有する国が攻撃された場合に攻撃した国に対して反撃をする制度のことです。集団的自衛権は大国が小国に介入する口実として使われ、ソ連によるハンガリー動乱、アメリカによるベトナム戦争等で使われました。

これまでは、憲法9条のもと、実力行使は他にとるべき手段・方法がない場合に必要最小限度しか許されないと解釈され、国会の長い議論を確立してきました。

安倍内閣はそのような確立した解釈を僅かな議論でもって変更しようとするもので、権力を制限するという憲法の意味を全く無意味にしてしまうものです。このような動きは断じて許してはいけません。